

ふるさと美濃応援寄附（ふるさと納税）「お礼の品」募集要項

1 目的

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と、美濃市の魅力や地元特産品の PR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた方へ進呈するお礼の品やサービス等の募集を行う。

2 応募の要件

市が募集するお礼の品として商品等を提案することができる事業者は、下記の要件に全て適合している者とする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、営業所のいずれかを市内に有する法人や個人事業者。
- (2) 申込時に市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

3 募集する商品

(1) 要件

- ① 美濃市の特産品又は全国に向けて本市の PR につながるような品であること。
- ② 市内で栽培、製造、加工、販売、サービス等がなされていること。
- ③ 市からの依頼後、速やかに郵送、宅配便等で発送できること。ただし、生産量、収穫時期等の制限により、通年納品できない場合には、提案時にその旨を明記すること。
- ④ 飲食物の場合は、原則寄附者に到着後、1 週間程度の消費期限が保証される品であること。
- ⑤ 商品は、「単品」「詰合せ」のどちらでも可とする。
- ⑥ 全国各地に配送が可能であること。

(2) 提案価格

商品代、消費税、送料、梱包料等必要経費をすべて含んで、1 万円程度または 3 千円程度の商品とする。

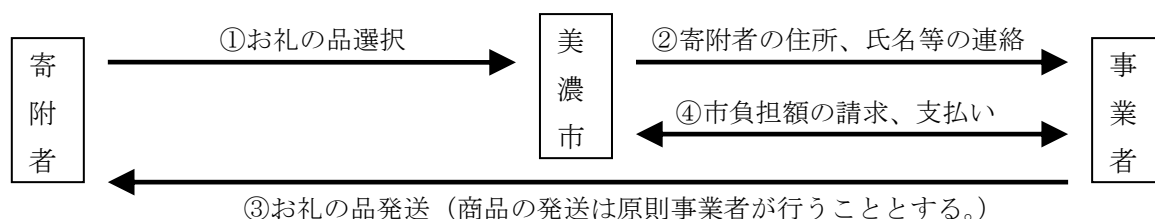
4 申込み方法・申込み先・申込み期間

別紙『ふるさと美濃応援寄附「お礼の品」申込書』に必要事項を記入し、美濃市総務部総合政策課まで郵送、メール、FAX、または持参のいずれかの方法で提出する。申込みの受付は随時行うものとする。

5 選考

上記に照らし合わせた上で、本市への寄附金に対する「お礼の品」として適当と認められるか総合的に判断し選考する。

6 お礼の品送付の流れ



7 企業名の掲載等について

市のホームページやパンフレット等に商品の画像、商品名、商品のPRコメント等を掲載する。また、必要に応じ企業名を掲載する。

8 その他留意事項

- (1) 積極的に美濃市のPR等を行い、シティセールス活動に努めること。
- (2) 事業者は、申込みしたお礼の品について変更や辞退をする場合、又は、お礼の品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに市へ報告するものとする。
- (3) 事業者は、お礼の品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとする。
また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
- (4) 市は、登録された事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取消すことがある。
- (5) 市は、申込内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合はその登録を取消す。
- (6) 個人情報の取扱いについては、美濃市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。

9 申込み・問合せ先

〒501-3792 美濃市1350番地

美濃市総務部総合政策課

TEL：0575-33-1122

FAX：0575-35-2059

E-mail: sougouseisaku_220@city.mino.lg.jp